

平成28度事業計画

I はじめに

平成 27 年度で、国が定める「東日本大震災からの復興の基本方針」に示される 5 年間の「集中復興期間」が終了するが、被災地の水産加工業については、震災以前と比べ 8 割半ばまで業務を再開したにも関わらず、震災により失われた販路確保等の問題もあり、以前の水準以上まで売上を回復した事業者は 2 割だけという状況にある。

こうした中、今年度も国産塩安定供給のための需給バランスの監視作業を続けてきたが、塩需要量はいまだに震災以前の水準に回復していない。

塩の販売については、生活用塩の減少傾向が依然として続いている中で、通期では 91 万トン半ば程度と見込まれている。

石油石炭税については、平成 24 年 10 月 1 日から、石油石炭税の税率に地球温暖化対策のため税率が三段階に分け上乗せ導入されたが、平成 26 年 4 月 1 日以降の増税分についても、平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間の軽減措置延長が実現したため、平成 27 年度中の行動は特に必要としなかった。

海外石炭事情（アジアの一般炭需要）については、中国での経済成長の減速に伴う電力・鉄鋼・セメントなど石炭多消費産業で生産される製品需要の停滞や、大気汚染問題による大都市や沿海地域での石炭総量規制や環境規制のため需要減少があるが、インド及び東南アジアでは、経済発展に伴い発電用燃料として着実に需要増加が見込まれている。

他方、我が国への供給国である豪州では、採算の取れない炭鉱の閉山や生産休止を実施する一方で、採算の良い炭鉱への集中により生産増大を図る等の取り組みも進められており、供給体制が整っていると言えるが、石炭市況の低迷から、新規の炭鉱開発及び輸送インフラの整備が遅延（又は延期）されていることで、数年後の需要バランスに影響を及ぼす可能性も出てきている。そのような状況下にあって、国内製塩の安定操業・事業継続が危惧される状況に変わりはない。

関税問題については、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉は平成 27 年 10 月 5 日大筋合意に到り、2 月 4 日の協定書署名も終わり、焦点は各国の国内手続きの完了へと向かっている。

塩の関税については、発効後 11 年目までの段階的関税撤廃期間を設定することとなっている。

塩の安全・安心への取り組みについては、HACCP・ISO22000 の考え方を取り入れ、食品衛生法の趣旨・原則に基づいて定めた「食用塩の安全衛生ガイドライン」に、食品防御及びAIB国際検査統合基準の考え方を充実し、工場の現場レベルでの管理体制をより強化させた内容の第 5 版により、会員 3 工場に対してガイドライン更新審査を実施した。

このほか、外部セミナーへの参加、ホームページ等の改定、消費者からの電話対応等を通じて「塩の正しい情報」の普及に努めた。

また、過去 7 年間で費やし、イオン交換膜の高性能化に向けて取り組んだ次世代膜の開発事業については、その本格的工業化の準備が進められている。

II 平成 28 年度基本方針

我々は、国民生活に不可欠な良質な塩を、膜濃縮せんごう法により安定的に供給することを使命とし、「安全・安心・国産塩」を取り組みの柱に据え、広く国民から共感を得ていくこととする。

上記の基本認識に立って、今年度の事業運営の重点を次の通りとする。

1 国産塩の安定供給への取り組み

日本の製塩業は、膜濃縮せんごう法によって国民生活に不可欠な良質の塩を安定供給することを使命とし、その効率化を図ってきた。我々の務めは、塩の安定供給を将来にわたり継続するために必要な生産体制をより維持・強化していくため、不断の設備投資を行っていく。

また、(公財)塩事業センターの生活用塩供給業務等の諸施策に協力することにより、生活用塩の安定供給に努める。

2 「石油石炭税の軽減措置延長」への取り組み

石油石炭税の上乗せ税率分の軽減措置については、平成 29 年 3 月末日まで認めて頂いているが、国内製塩企業の経営に与える影響に鑑み、行政・関係団体等とより一層連携を密にし、平成 29 年 4 月以降も軽減措置を継続して頂けるよう要請行動を行っていくこととする。

3 塩製造技術高度化研究開発業務への対応

(公財)塩事業センター主導の下に始められた次世代膜開発業務は、製塩膜メーカーの協力を得て実用化に向けての段階にまで進められた状況にあるので、適宜、開発状況の把握に努めるとともに、今後とも早期製品化に協力していくこととする。

4 関税問題への取り組み

T P P 問題が国内手続きへの段階に移行する中、今後は、T P P 参加国以外の他方面の関税交渉への展開が想定される。今年度も、政府・与党の今後の動向等に注目し、塩の関税撤廃に対しては、断固反対して行くこととする。また、T P P 発効後の段階的な基本税率の撤廃についての業界への影響に鑑み、その代償措置の検討を行い、業界を挙げ訴えて行くこととする。

5 安全・安心への取り組み

「食用塩の安全衛生ガイドライン」については、今後とも、食品防御及びA I B基準を含め、市場の品質要求に対応した改定とその着実な実施に努め、さらに徹底した管理を行っていくこととする。

また、膜濃縮せんごう塩の品質上の優位性を、各種媒体を通じてより強力に訴求していくこととする。

6 情報の収集と提供

塩を取り巻く厳しい環境と激しい変化に対応するため、国内製塩業に影響を与える可能性のある近隣諸国及び国内塩産業の動向に関し、財務省・(公財)塩事業センター等関係機関・団体との連携をより密にし、会員各社に対する迅速・的確な情報の収集と提供に努める。

7 適塩についての啓蒙活動

やみくもな減塩運動に対し、可能な限りの手段を講じて、その危惧を訴え、関係機関・団体とともに、個々人で異なる適塩についての啓蒙活動に努める。

8 製塩技術の伝承

塩技術研修会の開催を継続し、会員企業等の技術者を育成し、高度な国内製塩技術の伝承に努める。